平成２７年余市町議会第１回定例会会議録（第１号）

開　会　　午前１０時００分
延　会　　午後　２時２１分

○招 集 年 月 日

平成２７年３月４日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開　　会

平成２７年３月４日（水曜日）午前１０時

○出　席　議　員　（１８名）

余市町議会議長	１５番	中井寿夫
余市町議会副議長	８番	佐藤一夫
余市町議会議員	１番	野呂栄二
〃	２番	吉田　豊
〃	３番	辻井　潤
〃	４番	藤野博三
〃	５番	溝口賢誇
〃	６番	岸本好且
〃	７番	近藤徹哉
〃	９番	彫谷吉英
〃	１０番	野崎奎一
〃	１１番	白川栄美子
〃	１２番	土屋美奈子
〃	１３番	中谷栄利
〃	１４番	佐々木正江
〃	１６番	安宅俊威
〃	１７番	庄　巖龍
〃	１８番	吉田浩一

○欠　席　議　員　（０名）

○出　　席　　者

余市町長	嶋　保
副町長	鍋谷慎二
総務部長	佐々木　隆
総務課長	須貝達哉
企画政策課長	盛　昭史
財政課長	山本金五
税務課長	秋元直人
総務部参事	干場隆利
民生部長	澤谷栄治
町民福祉課長	上村友成
高齢者福祉課長	坂本満彦
保健課長	須藤明彦
環境対策課長	前坂伸也
経済部長	飯野徹郎
農林水産課長	堀内　学
商工観光課長	小林英二
経済部参事	細山俊樹
建設水道部長	柳田義孝
建設課長	亀尾次雄
まちづくり計画課長	滝上晃一
下水道課長	近藤　勉
水道課長	久保　宏
会計管理者（併）会計課長	岩戸宏平
農業委員会事務局長	高橋良治
教育長	中村寿仁
学校教育課長	小俣芳則

社会教育課長	松井正光
選挙管理委員会事務局長	小林広勝
監査委員事務局長	澤辺成徳

○事務局職員出席者

事務局長	杉本雅純
議事係長	越智英章
庶務係長	枝村　潤

○議　事　日　程

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
　　議長の諸般報告
第　３　平成２７年余市町議会第１回臨時会付託　議案第　２号　余市町介護保険条例の一部を改正する条例案（余市町介護保険条例審査特別委員会審査結果報告）
第　４　議案第　７号　平成２６年度余市町一般会計補正予算（第１２号）
第　５　議案第　８号　平成２６年度余市町介護保険特別会計補正予算(第３号)
第　６　議案第　９号　平成２６年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　７　議案第１０号　平成２６年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第　８　議案第１１号　平成２６年度余市町水道事業会計補正予算（第３号）
第　９　議案第２４号　指定管理者の指定について
第１０　一般質問

開　会　午前１０時００分

○議長（中井寿夫君）　ただいまから平成27年余市町議会第１回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告１件、議案24件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに平成27年度町政執行方針と教育行政執行方針です。

○議長（中井寿夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は､会議規則第119条の規定により、議席番号10番、野崎議員、議席番号11番、白川議員、議席番号12番、土屋議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○４番（藤野博三君）　平成27年余市町議会第１回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員８名の出席のもと、さらに説明員として鍋谷副町長、佐々木総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告１件、議案24件、一般質問は９名によります16件、平成27年度町政執行方針並びに教育行政執行方針､他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より３月23日までの20日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、

省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

平成27年余市町議会第１回臨時会付託にかかわる日程第３、議案第２号　余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、余市町介護保険条例審査特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第４、議案第７号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第12号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第５、議案第８号　平成26年度余市町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第６、議案第９号　平成26年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第７、議案第10号　平成26年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第８、議案第11号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第３号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第９、議案第24号　指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、一般質問は、９名による16件です。

日程第11、議案第１号　平成27年度余市町一般会計予算、日程第12、議案第２号　平成27年度余市町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第３号　平成27年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第14、議案第４号　平成27年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第15、議案第５号　平成27年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第16、議案第６号　平成27年度余市町水道事業会計予算、以上６件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員17名で構成する平成27年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第17、議案第12号　余市町行政手続条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第13号　余市町情報公開条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第14号　余市町の未来を担う人づくり寄附条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第15号　余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第16号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第22、議案第17号　余市町子どものいじめ防止条例案につきましては、所管の総務文教常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできることをつけ加え、付託することに決しました。

日程第23、議案第18号　余市町保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第24、議案第19号　余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第25、議案第20号　余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第26、議案第21

号　余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、日程第27、議案第22号　余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、以上４件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第28、議案第23号　定住自立圏の形成に関する協定の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君）　ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から23日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から23日までの20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第１項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第３条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の２第３項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君）　次に、平成27年第１回臨時会において付託にかかわる日程第３、議案第２号　余市町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

この際、余市町介護保険条例審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○12番（土屋美奈子君）　ただいま上程されました平成27年余市町議会第１回臨時会において余市町介護保険条例審査特別委員会設置付託にかかわる議案第２号　余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成27年２月23日開催の本会議終了後、第１回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私土屋が、副委員長に佐々木委員が選任されました。

審議の日程につきましては、２月24日、25日の実質審議２日間となった次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。議案第２号　余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、余市町介護保険条例審査特別

委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君）　委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第２号について討論を行います。

あらかじめ討論の申し出がありますので、順次発言を許します。

まず､原案に対する反対討論の発言を許します。

○13番（中谷栄利君）　私は、ただいま議題となりました余市町介護保険条例の一部を改正する条例案に対し、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

安倍自公政権は、昨年６月の通常国会で地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合法の可決を強行しました｡この法律は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追い出しをさらに強化するなど公的介護保険と医療保障を土台から掘り崩す大改悪法です。医療介護総合法は、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移し、公的介護の支えを大きく後退させるものとなっています。また、一定所得以上の方の利用料負担は１割から２割へ引き上げるとしており、介護保険導入後、初の利用料負担増であり、２割負担原則化の布石ではと懸念されます。さらに、特別養護老人ホームでの入所要件を介護度３以上として制限し、そのほか相部屋など多床部屋では課税世帯に部屋代１万5,000円と光熱水費1,000円の負担増を求めるものとなっています。

このような中、条例改正案の審議に当たって示された第６期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成27年度から29年度までの新たな３年間を計画期間としています。制度改定に伴い、本町では要支援者の訪問介護と通所介護の地域支援事業への移行は平成29年度からとしています。この事業計画によって決められた今回の介護保険料改定は、前期比総額9,717万円の負担増で、基準年額では６万9,400円、2,700円の増となっています。高齢者の生活実態は、政府の高齢社会白書によると66％が蓄えがないとしており、50.4％が65歳を超えても働きたい、そのうち25.7％が働けるうちは働きたいとしています。昨年４月からの消費税増税と物価高、年金引き下げ、相次ぐ電気料金値上げなど苦しい状態となっています。今後後期高齢者の料金改定見直し、特例軽減廃止、負担増もあり、今回の介護保険料改定はさらなる値上げで追い打ちをかけるものとなっています。

政府は、来年度増加する介護保険料に公費を1,300億円投入して､低所得者に対し第１段階から第３段階まで約1,000万人を対象に最大で７割の減額を行うとしていました。消費税10％増税先送りを口実に当初の軽減措置も見送り、来年度第１段階だけを対象として減額割合も20％拡大予定を５％にとどめました。提出された資料によると、介護サービスの平均利用割合も５割程度となっています。住民の暮らしを守るため、保険料と利用料負担の軽減を他の先進地に倣い、町単独の軽減策を進めるべきではないでしょうか。

計画の基本目標に高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送れるように地域包括ケアシステムの構築の推進に努めるとしています。地域包括支援センターは、その中核としていますが、町直営とせず、平成19年４月よりの委託事業としています。高齢者福祉保健の増進に当たっては、住民の命と生活を守る自治体の責務が重要であり、国が介護保険制度の給付制限など改悪を重ねる中、悪政の防波堤となって国に対して要求しつつも保険料と利用料の独自減免制度をつくり、公的介護保険を取り戻す努力が必要です。そのためにも高齢者の生活実態をよく捉えて、基本的理念と姿勢を

明確に示すことが必要であり、そのことを実現することを求めて反対討論といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中井寿夫君）　次に、賛成討論の発言を許します。

○18番（吉田浩一君）　ただいま議題となっております平成27年余市町議会第１回臨時会付託議案第２号　余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、賛成という立場で討論いたしたいと存じます。

さて、介護保険は平成12年４月より始まった制度であります。将来における高齢者の増加、また高齢者の介護問題を解決すべく新たに導入された制度であります。そして、３年に１度事業の全体計画と保険料を見直すことが決められ、５期15年が終了、平成27年度からは新たに第６期に入り、そして保険料の見直しがされることとなり、その作業としては平成26年度当初から始まっておりました。計画書の策定については、介護保険事業計画推進懇談会が組織され、事業者、医師会、町内各団体、公募の被保険者等によって組織され、この間５回の会議が開かれ、第６期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書が本年２月、民生部高齢者福祉課によって製本完成しております。

さて、介護保険の支出に際しては、この計画書に基づいた必要事業と必要見込み量が算出され、これが基礎となり事業費が算出されます。負担の割合として国が25％、北海道と余市町がそれぞれ12.5％となっており、残り50％を保険料に求めることとなり、40歳から64歳までが28％、65歳以上の方が22％を負担することとなっており、これらの割合のもと各段階の保険料が決定される仕組みとなっております。第５期までの保険料の割合、金額等は、実質的には11段階に分類され、最も低い第１段階では年額３万1,300円、基準段階では６万6,700円、最も高い段階では12万5,300円となっておりました。そして、今回の第６期では保険料に求める金額の総額を13億3,666万円と試算し、新たな保険料の金額が出されました。その結果、今回新たに提案された金額としては、10段階として最も低い第１段階では1,300円増額の年額３万2,600円、基準段階では2,700円増の６万9,400円、最も高い段階では6,600円増の13万1,900円となり、増額割合としては平均4.1％の値上げとして提案がされました。

介護保険の制度と考え方は、高齢者の増加に対し社会全体として対応していこうという考え方のもとスタートしました。そして、当初この高齢者に対応するのが事業者ということで、新規に多数の事業者が参入した、これが介護保険の初期の姿でありました。事業としてうまみのある事業と考えられたこともあって、多くの新規民間事業者が参入したのですが、結果として事業から撤退した民間事業者も多く、この結果として事業者だけでは成り立たないことがわかりました。そして、次の方針として事業者から各家庭に戻すことを目的として制度改正を行いました。しかしながら、一度つくられた道を戻すのは大変なことであって、結果として各家庭に戻すことはできず、そして今第６期を迎えるに当たり、今後は地域全体として見守ることを主眼とした計画と制度改正が行われつつあります。

さて、第６期の方針でありますが、地域全体として行うこととして地域包括ケアシステムの構築が求められております。この地域包括ケアシステムとは、中重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域ケアシステムということで、最終的には団塊の世代が後期高齢者の75歳となる2025年度を目指して構築されるということとなっております。また、今後団塊の世代の高齢化も一段と進むことから、当然その

分の支出がふえることもあり、新たな所得制限のラインが設けられ、非課税年金である遺族年金や障害年金も含めて所得と計算されることとなる見込みです。そして、この所得については銀行預金の調査も可能となると言われております。その結果、一定所得以上の方については利用者負担割合も今までの一律１割だったものが２割となり、さらに自己負担上限枠も３万7,200円から４万4,400円に上がるとされております。そのほか特別養護老人ホームについても入居の条件として原則要介護３以上ということとなること、さらには介護報酬にかかわり事業者側が減収となることとなり、小規模グループホームで300万円、大規模施設では６％程度、2,000万円から3,000万円程度の減収となることが予測されております。

これら国の方針転換の中、余市町の介護保険条例の一部改正が提案されたわけではありますが、委員会質疑を通じての全体的な印象としては、国の政策が確定していないこともあって、理事者側の答弁としてもこうなるのではないかという予測の範囲、また断定できない中での答弁がされていたと感じております。特に今回の場合、国会情勢としても暫定予算でスタートするのではないかと言われており、また国の料金の見直し、これは先ほど申し上げた負担割合の変更や所得の年金調査については27年８月からと言われております。このような不確定な状況の中で、末端町村はおのおのの保険料を改定していかなければならないことは、国民生活を不安に陥れるだけではなく、その苦情等を末端町村のみに押しつけるようなやり方については政治の根幹にかかわると私は感じております。しかしながら、政府は遅かれ早かれ決めたことはやってくるでしょうし、末端町村、これは余市町も含まれますが、それに対応していかなければならないという宿命があります。そのような背景の中で提案された介護保険料の改定については、余市町の高齢化も相まって非常に難しい判断をしなければならないというふうに考えております。

余市町の人口は、平成26年９月時点では２万270人で、65歳以上の人口は7,062人、率としては34.8％となっております。第６期の最終年の平成29年は１万9,174人で、65歳以上の人口は7,158人で、率として37.3％となる見込みであります。そして、団塊の世代が75歳となる2025年、平成37年では65歳以上の人口は6,885人と減る見込みですが、人口は１万6,826人と高齢化率としては40％を超えることが予測されております。高齢者がふえれば当然ですが、介護保険料が使われる率も上がってくるのは必定であって、提案された第６期においては現在の収支のままでは年2,000万円、３年で6,000万円程度の赤字が見込まれるという理事者側の答弁もあります。介護保険全体として要望が多い事項としては、一般会計の繰り入れを認めてほしいと国の負担割合を上げてほしいということはどの自治体も同じですが、現状ではそのどちらも認められず、特に負担割合については下がることはあっても上がることはないのであろうと考えられます。そして、国としては当初この財源に充てるとされていた消費税の増税についても不確定な中で、どうなるのかもわからない状況です。このような中、現役世代が少なくなれば当然税収も落ちてくることが予測されれば、一般会計からの繰り入れもできなくなるでしょうし、また国全体の国力としても高齢化によって落ちるとするならば、その年、その年に収支を合わせるのはいたし方ない。将来にツケを残すことはやはり難しいのではないかとも考えられます。

さて、第６期における介護計画においては、国のシステム変更が予想される中、実施時期等は不確定ではありますが、これに対応していかなければならない。問題が予測されるのは、銀行調査を含めた所得調査は誰がするのかという問題、各事業所の減収に伴い事業者を誰がどう監督するのか

という問題、これについては新たにデイサービスにおいてお泊まりサービスの実施もあって、夜間の体制をどう監督するのか、そして地域包括ケアシステムの構築が求められています。たび重なる制度の変更により、民間事業者はもうからなければ撤退、廃業ということで、町内においても経営者がかわるというううわさのある事業所や破産、廃業した事業所もあって、結果入居者やサービスを受けている高齢者が被害をこうむるということになります。これらの事例から、住民、高齢者を守ることができる最後のとりでとしては余市町だけであって、現在の役場の体制で満足にそれができるのかできないのか、そして今後構築が求められている地域包括ケアシステムについては、特別委員会の質疑の中で余市町としては地域包括支援センターを核として発展させていきたいとの答弁がされていましたが、地域包括ケアシステムについては水道、下水、道路といったインフラと同様に今後は第３のインフラとなると言われており、このよしあしが町の住みよさの優位をつけるとまで言われております。

さて、議会に提案された内容としては、介護保険料の改定であって、全体として4.1%の上昇率と低く抑えられておりますが、最高額の方は年額で13万円とかなり高額な金額と言わざるを得ません。もともと余市町の介護保険料は後志管内でも、また全道平均としても高い部類に入ります。今回どの自治体でも料金改定が提案されているようですが、料金の引き下げについて質疑をした議員も多く、また現状の生活も厳しいものがあって、少額といえども値上げはしないでほしいというのが住民の願いであることには違いありません。これに対して町長は、質疑全般を通じて介護保険の理念はすばらしいが、国の財政負担を減らすために制度改正を行っているのであれば本末転倒である。あらゆる機会を通じて国に対して要望していきたい。国の制度もころころ変わっているが、組織力強化、コンプライアンスの徹底、職員教育の徹底等で対応していきたいとの答弁がされておりました。また、値上げと事業の関係についてもふまねっと教室、元気アッププログラム、プールでのウオーキング教室、食生活改善と介護に陥らないために予防的事業を積極的に行って介護保険全体として収支の改善に向けて努力したいとの答弁がされております。

さまざまな矛盾を抱えたのが今の介護保険の姿ではありますが、一定程度定着したのも事実であって、制度の変更はできないところとなっております。そして、議員としては難しい判断をしなければなりません。料金改定を行わない場合、介護保険の要介護者の増加によって収支の悪化が見込まれ、これを将来に送るとしても将来において人口動態から鑑み、収支改善がかなわないと判断されることから、これはもはや現世代に相応の負担を願うしかないと判断されます。町長並びに余市町においては、厳しい生活環境、現状の中、保険料を支払っていかなければならない住民に対し、再度町職員のあるべき姿とどうしなければならないのかということを考え直し、事に当たっていただきたいと思います。そして、住民誰もが笑顔であり続けるために最大限の努力をしていただけるものとして、今条例案の一部改正に賛成いたしたく、また議員諸兄におかれましては賛同を賜りたく、討論を終了させていただきます。

○議長（中井寿夫君）　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第２号　余市町介護保険条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（中井寿夫君）　日程第４、議案第７号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（嶋　　保君）　ただいま上程されました議案第７号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第12号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費と国の平成26年度補正予算に伴い前倒しで給付を行う青年就農給付金、さらには寄附に伴う各種基金への積立金の増額補正計上を行ったものでございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。民生費におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の減額補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、周産期医療支援に伴う北海道社会事業協会小樽病院への負担金の補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、余市郡漁業協同組合製氷貯氷施設建設事業補助金の増額補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、１月の悪天候により一部破損しました余市港船揚げ場斜路の修繕費の増額と本年度末をもって清算事務に移行いたします黒川第一土地区画整理事業に係る助成金につきまして、その全額が不用額となることから減額補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等の特定財源に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額4,822万4,000円を既定予算に追加した予算総額は87億5,877万2,000円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第12号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（山本金五君）　議案第７号につきましてご説明申し上げます。

議案第７号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第12号）。

平成26年度余市町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,822万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,877万2,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成27年３月４日提出、余市町長、嶋　　保。

歳出からご説明申し上げます。３ページをお開き願います。３ページ中段でございます。３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、４目財産管理費、補正額1,106万9,000円、25節積立金1,106万9,000円につきましては、公共施設建設整備基金積立金300万円、社会福祉施設等建設基金積立金33万円、余市町の未来を担う人づくり基金積立金217万円、図書整備基金積立金１万5,000円、財政再生基金積立金550万円、緑化推進基金積立金５万4,000円でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、６目心身障害者対策費、補正額2,300万円、20節扶助費2,300万円につきましては、支給決定額の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の追加計上でございます。

10目介護保険費、補正額58万8,000円、28節繰出金58万8,000円につきましては、特定入所者介護サービス費の増加に伴う町負担分の追加計上でございます。

次のページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、補正額67万円、19節負担金補助及び交付金67万円につきましては、周産期医療支援事業に係る本町負担分の追加計上でございます。

９目後期高齢者医療費、補正額695万4,000円の減、19節負担金補助及び交付金695万4,000円の減につきましては、療養給付費負担金の確定見込みによる減額補正計上でございます。

10目老人保健費、補正額36万円、23節償還金利子及び割引料36万円につきましては、過年度分精算による老人保健国庫負担金過年度返還金28万8,000円と道返還金７万2,000円の追加計上でございます。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、補正額1,987万5,000円、19節負担金補助及び交付金1,987万5,000円につきましては、このたびの国の平成26年度補正予算により平成26年度補正予算及び平成27年度予算に係る青年就農給付金対象事業について、その一部を前倒しして支給することから、本町の支給対象者に係る青年就農給付金の追加計上でございます。

６款農林水産業費、３項水産業費、２目水産業振興費、補正額293万6,000円、19節負担金補助及び交付金293万6,000円につきましては、余市郡漁業協同組合製氷貯氷施設建設事業補助金の追加計上でございます。

８款土木費、４項港湾費、１目港湾管理費、補正額65万円、11節需用費65万円につきましては、港町の船揚げ場南斜路の修繕費の計上でございます。

８款土木費、５項都市計画費、２目土地区画整理事業費、補正額400万円の減、19節負担金補助及び交付金400万円の減につきましては、黒川第一土地区画整理事業に係る助成金につきまして決算委員会での審議を踏まえ、助成対象の事業計画、資金計画を精査し、また同組合が本年度をもって清算予定であり、予算額全額が不用見込みとなることから減額補正をいたすものでございます。

10款教育費、５項保健体育費、２目ジャンプ台管理運営費、補正額３万円、18節備品購入費３万円につきましては、寄附に伴う備品購入費の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。２ページをお開き願います。２ページ中段でございます。２、歳入、14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、補正額1,150万円、３節身体障害者福祉施設費国庫負担金1,150万円につきましては、障害福祉サービス費給付費の支出増に伴う国庫負担金の増額補正でございます。

15款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金、補正額575万円、４節身体障害者福祉施設費道負担金575万円につきましては、障害福祉サービス費給付費の支出増に伴う道負担金の増額補正でございます。

15款道支出金、２項道補助金、４目農林水産業費道補助金、補正額1,987万5,000円、１節農業費道補助金1,987万5,000円につきましては、青年就農給付金事業に係る道補助金の計上でございます。

17款寄附金、１項寄附金、２目総務費寄附金、補正額1,067万円、１節総務費寄附金1,067万円につきましては、余市町の未来を担う人づくり寄附金でございます。寄附者のご芳名を申し上げます。町外在住の笹島知大様、西村愛子様、松下兄様、佐藤正義様、平野雄二様からの各１万円、茂田健行様からの５万円、村山正美様からの10万円、その他匿名希望の方々65名の方からの197万5,000円と地域振興事業寄附金としましてニッカウヰスキー株式会社様からの300万円、さらには財政再生寄

附金としまして余市町役場福利厚生会様からの500万円、渡辺秀樹様からの30万円、藤平哲也様からの20万円でございます。

３目民生費寄附金、補正額33万円、１節民生費寄附金33万円につきましては、社会福祉寄附金としまして永全寺寒修業ご一同様からの２万円、学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園園児ＰＴＡ様からの１万円、余市町老人クラブ連合会女性部様からの30万円でございます。

４目教育費寄附金、補正額４万5,000円、１節教育費寄附金４万5,000円につきましては、図書館図書購入寄附金としまして余市町五番街商店街様からの１万5,000円とジャンプ台備品購入寄附金としましてニッカハイランドクラブ様からの３万円でございます。

８目土木費寄附金、補正額５万4,000円、１節土木費寄附金５万4,000円につきましては、緑化推進事業寄附金としまして株式会社越智自動車様からの５万4,000円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

以上、議案第７号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第７号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第７号　平成26年度余市町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時０５分

○議長（中井寿夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君）　日程第５、議案第８号　平成26年度余市町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長（坂本満彦君）　ただいま上程されました議案第８号　平成26年度余市町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算の主な内容でございますが、歳出の保険給付費におきまして年度末までに不足の見込まれる特定入所者介護サービス費について増額補正を行うものでございます。

なお、歳出に要する歳入の財源といたしましては、国、道支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金に保険給付費の法定負担割合分を求めるとともに、年度末までに歳入不足が見込まれる状況となったことから、北海道が管理しております財政安定化基金からの貸付金を受けるべく、新たに

款を設け地方債として予算の追加をいたすものでございます。

また、保険料のうち特別徴収保険料については、収入見込み額が予算額を下回る見込みであることから、財政安定化基金からの貸付金との財源の振りかえにより減額補正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明を申し上げます。

議案第８号　平成26年度余市町介護保険特別会計補正予算（第３号）。

平成26年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,834万7,000円とする。

２　歳入歳出予算の歳入の款の欄中「９諸収入」を「10諸収入」とし、「８繰越金」の次に「９町債」を加える。

３　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

平成27年３月４日提出、余市町長、嶋　　保。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。５ページをお開き願います。３、歳出、２款保険給付費、７項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービス費、補正額471万円、19節負担金補助及び交付金471万円につきましては、介護施設などの入居者の食費や居住費について定められた負担限度額を超えた部分についての補足給付となります特定入所者介護サービス費が年度末までに不足が見込まれることから増額補正をするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、３ページへお戻り願います。３ページ中段でございます。２、歳入、１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料、補正額559万9,000円の減、１節現年度分特別徴収保険料559万9,000円の減につきましては、第１号被保険者に係る保険料の収入が下回る見込みのことから減額の補正を行うものでございます。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金、補正額94万2,000円、１節現年度分94万2,000円につきましては、歳出においてご説明申し上げました特定入所者介護サービス費の増額補正の財源となります国庫支出金についての増額補正でございます。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目調整交付金、補正額37万6,000円、１節現年度分調整交付金37万6,000円につきましては、同様に特定入所者介護サービス費の増額補正の財源となります調整交付金についての増額補正でございます。

次のページをお開き願います。４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、補正額136万5,000円、１節現年度分136万5,000円につきましては、同様に特定入所者介護サービス費の増額補正の財源となります介護給付費交付金についての増額補正でございます。

５款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金、補正額58万8,000円、１節現年度分58万8,000円につきましては、同様に特定入所者介護サービス費の増額補正の財源となります道支出金についての増額補正でございます。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金、補正額58万8,000円、１節現年度分58万8,000円につきましては、同様に特定入所者介護サービス費の増額補正の財源として一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

８款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額85万1,000円、１節繰越金85万1,000円につきまし

ては、同様に特定入所者介護サービス費の増額補正の財源となります繰越金の追加計上でございます。

次のページをお開き願います。９款町債、１項財政安定化基金貸付金、１目財政安定化基金貸付金、補正額559万9,000円、１節財政安定化基金貸付金559万9,000円につきましては、第２号被保険者に係る保険料が収入不足となる見込みから、財政安定化基金より借り入れを行いましたので、計上するものでございます。

２ページ目ごらんいただきたいと思います。第２表、地方債についてご説明申し上げます。起債の目的、財政安定化基金貸付金、限度額559万9,000円、起債の方法、普通貸借、利率、無利子、償還の方法、平成27年度から平成29年度に、借入先が定める方法により償還する。

以上、議案第８号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○18番（吉田浩一君）　ちょっとなぜそうなのかというのをお尋ねしたいのだけれども、歳入のほうの３ページ、歳入の保険料の現年度分特別徴収保険料559万円が減になっているのだけれども、なぜ減なの、単純に。要するに計算ミスなのか、それとも徴収ができなかったのか。なぜこういう現年度分がまずここに出てきているのかと、これがちょっとわからないので、説明をお願いします。

○高齢者福祉課長（坂本満彦君）　18番、吉田議員からのご質問にご答弁申し上げます。

平成26年度の歳入の収入見込みに当たりまして現在の歳入の収納率の状況を勘案して、今後における調定額の減額が見込まれることから、このたび減額分の保険料の減としたところでございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○18番（吉田浩一君）　では、具体的に何％から何％に、当初予定が何％で、それで何％に下がったので、この559万円という数字が出てきたと。このパーセントはどうなのですか。

○議長（中井寿夫君）　答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１９分

再開　午前１１時５８分

○議長（中井寿夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

18番、吉田議員への答弁を求めます。

○高齢者福祉課長（坂本満彦君）　答弁調整のため貴重なお時間をいただきましてまことにありがとうございます。18番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

当初歳入の見込みを立てた段階と比較いたしまして、年度末までの本年度における見込みにつきましては、対象人数も当然年度内に異動は若干ありますけれども、大きな要因としては各所得段階別の人数が段階の中でかなり異動がございまして、低所得者の人たちが多くなりますとどうしても保険料の金額が下がるような状態になります。特別徴収でありますので、最終的には保険料の収納率は100％にはなりますけれども、その辺年度末の収納状況ではなくて、収納金額については当初の見込みよりはそういう所得段階の変更、異動によってどうしても金額的に減額があるものですから、その分について今回保険料の減額分を財政安定化基金のほうに求めまして、補正予算の計上をお願いしたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○18番（吉田浩一君）　説明がわかったような、わからないような感じなのですけれども、要はこれは強制徴収の部分ですからあれですけれども、質問したのはやおら600万円下がったのは何％ぐらい下がったのだと聞いたのであって、それがま

ずないと。それはわからないのだったらわからないでいいけれども、団体が異動したというのは、ではどういうことなのと、答弁されて。だから、そこのところがもう少し、では何か大きい団体がぽんと抜けたの、どこかの団体が。

（何事か声あり）

段階ね。だから、その辺がよくわからないなというのが率直な感想であって、もう少し提案するのですからきちんと提案していただきたいなと。これは、前回の臨時会で専決のときも聞いて、それも答えられなかったということでは、理事者側はいかがなものかなと、そう思いますので、その辺は今後十分注意をしていただきたいということで、答弁はいいです。

○議長（中井寿夫君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第８号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第８号　平成26年度余市町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後１時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　０時０３分

再開　午後　１時０５分

○議長（中井寿夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君）　日程第６、議案第９号　平成26年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長（須藤明彦君）　ただいま上程されました議案第９号　平成26年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算は、国庫支出金及び道支出金の精算による返還金の補正計上を行ったものであります。

また、歳入におきましては、保険財政共同安定化事業交付金の確定見込みに伴う補正計上を行うとともに、歳出におきます財源を繰越金により収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第９号　平成26年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

平成26年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,517万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,463万5,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成27年３月４日提出、余市町長、嶋　　保。

初めに、歳出からご説明申し上げます。２ページ中段でございます。３、歳出、２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費、補

正額ゼロ円、これにつきましては保険財政共同安定化事業交付金の確定見込みによる一般財源との組みかえを行ったものでございます。

10款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金、補正額4,517万1,000円、23節償還金利子及び割引料4,517万1,000円につきましては、国庫支出金等の精算により金額が確定したことに伴い、国庫支出金過年度返還金4,455万9,000円及び道支出金過年度返還金61万2,000円の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページの上段でございます。２、歳入、８款共同事業交付金、１項共同事業交付金、２目保険財政共同安定化事業交付金、補正額4,223万1,000円、１節現年度分4,223万1,000円につきましては、保険財政共同安定化事業交付金の確定見込みによる補正計上でございます。

10款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額294万円、１節繰越金294万円につきましては、歳出におきます国庫支出金等の過年度返還金に対する財源を求めるための補正計上でございます。

以上、議案第９号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第９号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第９号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第９号　平成26年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第７、議案第10号　平成26年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長（須藤明彦君）　ただいま上程されました議案第10号　平成26年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算は、保険料還付に係る過年度支出金の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入におきましては、諸収入の保険料還付金により収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号　平成26年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

平成26年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億2,613万5,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成27年３月４日提出、余市町長、嶋　　保。

初めに、歳出からご説明申し上げます。２ページ中段でございます。３、歳出、３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金、補正額３万8,000円、23節償還金利子及び割引料３万8,000円につきましては、保険料還付に係る過年度支出金の補正計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページの上段でございます。２、歳入、５款諸収入、２項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金、補正額３万8,000円、１節保険料還付金３万8,000円につきましては、後期高齢者広域連合より過年度保険料還付金に係る受領分を補正計上いたすものでございます。

以上、議案第10号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号　平成26年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第８、議案第11号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（久保　宏君）　ただいま上程されました議案第11号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、１款水道事業費用、１項営業費用、５目資産減耗費につきまして本年度量水器の除却に伴う固定資産除却費397万5,000円の増額補正を行ったものでございます。

また、２項営業外費用、３目消費税及び地方消費税につきましては、本年度の決算見込みにより消費税額を試算したところ、増額の見込みとなるため、営業外費用145万円の増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第３号）。

第１条　平成26年度余市町水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第１款水道事業費用、既決予定額７億1,233万7,000円、補正予定額542万5,000円、計７億1,776万2,000円。

第１項営業費用、既決予定額５億5,728万2,000円、補正予定額397万5,000円、計５億6,125万7,000円。

第２項営業外費用、既決予定額１億5,295万

5,000円、補正予定額145万円、計１億5,440万5,000円。

平成27年３月４日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開き願います。平成26年度余市町水道事業会計実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。１款水道事業費用、補正額542万5,000円、１項営業費用、補正額397万5,000円、５目資産減耗費397万5,000円につきましては、本年度における量水器の除却に伴う固定資産除却費の補正計上でございます。

２項営業外費用、補正額145万円、３目消費税及び地方消費税145万円につきましては、本年度の決算見込みにより再計算いたしたところ不足が見込まれる消費税額の増額補正計上でございます。

以上、議案第11号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号　平成26年度余市町水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第９、議案第24号　指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（小林英二君）　ただいま上程されました議案第24号　指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町観光物産センターの管理については、平成18年４月より指定管理者制度による管理がされ、平成27年３月末をもちまして平成24年度からの３カ年の指定期間が終了することとなっております。つきましては、平成27年４月からの管理におきましても指定管理者による管理といたしたく、余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に基づきその指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第24号　指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成27年３月４日提出、余市町長、嶋　　保。

次のページをお開きください。

記。

１、施設の名称、余市町観光物産センター。

２、指定管理者となる団体の名称、株式会社余市振興公社。

３、指定の期間、平成27年４月１日から平成30年３月31日まで。

以上、議案第24号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決

定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号　指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君）　日程第10、一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位１番、議席番号18番、吉田議員の発言を許します。

○18番（吉田浩一君）　本定例会開催に当たり、さきに通告いたしました一般質問を行います。町長におかれましては、答弁のほうよろしくお願いいたします。

シルバー人材センターと余市町のかかわり合いについてを質問いたします。シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、原則として市区町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の認可を受けた公益法人で、それぞれが独立した運営をしています。余市町にもこのシルバー人材センターがあり、おのおのが個々に登録し、生涯現役を合い言葉に年齢にかかわりなく仕事をしております。メーンの仕事としては夏場に集中しておりますが、冬期間の仕事としては除雪がメーンとなり、余市町としても福祉除雪が発注されており、除雪のできない高齢者にとっては大変ありがたいシステムとなっております。

さて、過去２回の衆議院選挙によって、現在の安倍政権が誕生し、景気回復と生産労働力のアップが政策の第一に挙げられておりますが、少子高齢化が一段と進み、労働力不足も懸念される中、その余波は高齢者にも向けられるようになりました。一般の会社でも定年延長、そして年金支給開始年齢の延長等がありますが、シルバー人材センターにおいても労働力の提供という面でさまざまな施策が出されております。シルバー人材センターの運営については、国、都道府県からの補助金があり、運営できているのですが、国の方針の変更に伴い、今後この方針に従わなければ、結果として補助金等が減らされる可能性が出てきました。具体的には、派遣業を行うこととして、国の補助金総額としては減らされないようですが、都道府県単位としてはこの派遣業を行う事業所には多く支給するシステムとなるようです。

さて、余市町のシルバー人材センターでは、町の規模、また企業としても派遣職員を受け入れるだけの企業があるのかと考えた場合、厳しい現状であると判断せざるを得ないと考えております。つまりこのままでは、シルバー人材センターは組織として成り立たない可能性も出てきております。余市町としても冬期間に発注している福祉除雪、またシルバー人材センターに福祉除雪以外に

も除雪を発注している方も多いと推測しておりますが、その理由の一つとして、組織として成り立っていること、依頼する金額が安価であることが挙げられます。国の方針として確定しているのかどうか、また猶予期間や特例が認められるのか不確定ではありますが、もしそのとおりとなった場合、余市町としては対策をとっていかなければならないのではないかと考え、以下質問いたします。

余市町におけるシルバー人材センターの位置づけはどうなっているのか。

現在余市町がシルバー人材センターに発注している業務は何か。

国が実施しようとしている要件について、どの程度、そしてどのような内容で通達がされているのか。

余市町としては、今後シルバー人材センターの運営等についてどのような考え方を持っているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○町長（嶋　　保君）　18番、吉田議員のご質問に答弁いたします。

まず、余市町におけるシルバー人材センターの位置づけについてでありますが、シルバー人材センターは高齢者が健康で意欲と能力ある限り、年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、多くの高年齢者に対し就業機会を確保、提供し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、本町の雇用施策を推進する上におきましても重要な組織と考えております。

次に、本町が発注している業務についてですが、高齢者宅の除雪のほか、公共施設の除雪、福祉センターや保育所などの施設管理業務、各公園などの維持管理業務、道路や墓地、海浜などの清掃業務、道路や遊歩道、墓地の草刈り業務などを委託しております。

次に、国が実施する内容の通達についてでありますが、厚生労働省が平成27年４月１日から適用するシルバー人材センター事業の実施についての案が平成27年２月５日付をもって北海道労働局から情報提供されております。この主なものといたしましては、少子高齢化に伴い、今後労働力の大幅な減少が見込まれる中、女性の社会進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材センターにおける育児分野、人手不足分野等での高齢者の活躍の場の創出を推進していくため、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を新たに実施するというものであります。また、この事業の導入に伴い、これまでの運営費等の補助単価限度額が一定程度減額され、新たに高齢者活用・現役世代雇用サポート事業による就業延べ人員を基礎とする補助限度額が加算される制度となっております。

次に、今後のシルバー人材センターの運営等についての考え方ですが、今回の実施案のとおり改正された場合でも現状の余市町シルバー人材センターへの補助金の交付額については直接影響ないものと考えておりますが、今後ともシルバー人材センターへの援助や指導等、国の動向に注視しながら、余市町シルバー人材センターの安定的な運営について支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○18番（吉田浩一君）　町長の答弁はいつも早いものですから、なかなかメモとるの大変だなと思っております。

それで、派遣業ということではなくて、現役サポートの仕事をするようにと。それをちゃんと行えば、補助金の減額はされないという答弁だったように聞いておりました。ただ、それは正式にそういうふうになるということに決まったのですか。国会情勢もよくわからないし、常に国会もよくわからないということがあるものですから、正式にそれがそういうふうに通達が来たよというこ

とになったときに、余市町としては来年度シルバー人材センターのほうにこういうような業務をお願いしたいのだということをきちんと頼む予定なのですか。つまり今の段階では、さっきどういう仕事をしているのだと言ったら、福祉除雪のほかに公共施設の除雪だとか公園管理で墓地の草刈りと。要するに公の施設、公というか、公的な場所の維持管理をしてもらっているというのが主たる仕事なのですね。自分も聞いて、そうなのだというのを初めて知ったのですけれども、ではこれがことしの２月５日から北海道から通達された内容で、現役をサポートするという仕事に当たるのですか、今発注しているところが。この辺がなかったら、安定運営というのがやっぱりできないのではないのかなと思うのです。

先ほどの答弁の中では、現状としては直接影響はないのではないのかというふうな見解と、安定的に運営をしてもらいたいなのか、させるのか、その辺がちょっとわからないのだけれども、余市町のシルバー人材センターというのは立ち上げのときにいろいろな経過があったのでしょうけれども、平成18年に法人化になって、恐らく余市町から400万円ぐらいの補助が出ていると。この金額は、国なのか、道なのか、そこから同額が来ていると。では、シルバー人材センターの規模として各大きい市とかに行ったらたくさん大きいのがあるのでしょうけれども、規模としてはＡ、Ｂ、Ｃとかというふうなランクに分けるのであれば、Ｃランクということで、やっぱり小さいほうになっていると思うのです。本来の国の補助の最低ラインとしては､580万円ぐらいが最低限の補助というか、結局それ以下であれば認めないというようなことになるのかどうか。ただ、そういう中で余市町は400万円と｡その同額が国か道から来ているということなのですよね。それで、さっきの嶋町長の答弁では影響ないのではないかというふうなことなのだけれども、ではさっき言った現役サポートの仕事をしなかったら、どれぐらい減額されるのかいと。だから、それは具体的にはまだわからないといえばそうなのだろうけれども、結果として補助金がなくなれば、結局そこの組織だって運営できなくなるよということになってくるのではないですか。であれば、減った分余市町が補填するというふうになるのかどうか､するのかどうか。やはりその辺がちゃんとできなかったら組織として運営できない。運営できないということは、最終的にいろいろな町が委託というか、お願いをしている事業もやっぱりできなくなるよと。墓地の草刈りだとか公園の維持管理というのも大切なのでしょうけれども、一番町民の要望として多いのはやっぱり福祉除雪であろうと。それができなくなったときに、ではどうするのだいというふうになってくるのではないかなと思うのです。その点について町長はどういうふうに考えておられるのか。ちょっと制度のことで答弁できないというのであれば、担当課でも答弁してもらってもいいと思いますけれども、その辺の現状を考えて、その現状から組織が維持できなくなった場合、ではどうするのかということまで見通した上での答弁をいただきたいなと思います。

○町長（嶋　　保君）　18番、吉田議員よりの再度のご質問に答弁させていただきます。

１つとしては、私どももやはりこういった高齢者の生きがい等という部分につきまして、非常に少子高齢化の社会の中で重要であるというふうに思ってございます。ただ単に労働力というだけではなくて、そういった生きがい等を含めて町としてもこのような形でいろいろな町行政の分野の中でお仕事をお願いしているという部分でございまして、27年度につきましてもこのような中で私どもはお願いをしていきたいというふうに思ってございます。

それと、１つには、27年２月５日付の文書、これは正式な通達ではなくて、あくまでも北海道労

働局からの情報提供という段階でございます。それで、私ども伺っておりましたのは、国の今回のこのような方向の見直しにつきましては、これにつきましては派遣法の部分と、これらについての派遣法違反等の部分もあって、派遣従業員の就業人員を基礎とする補助参加制度が設定されたと。こういった中で、派遣等の業務を行えば行うほどこの経過措置の加算分等が得られるという中の部分でございまして、余市町のシルバー人材センターではこの基準額、これが578万円であったものが458万円になるという情報を伺ってございまして、それの派遣基礎拡大事業費の経過措置分として、これから派遣等の部分でいけば60万円がプラスになるというような部分でございます。

しかし、この補助金、例えばここで下がりましたよと。派遣をしないで60万円の加算分がなくて、基準分だけが578万円から458万円になりましたよといっても、国からの分と町の部分と同額、町が今400万円出していますから、これが例えば300万円になりましたよとなりましたら町の400万円とそこの100万円という部分と差が出ますけれども、458万円の基準額ですよといっても、町が400万円しかと言ったらおかしいのですけれども、400万円出したら、国からも400万円しか来ないという形になってございますので、今のところこの部分ではこの制度の改正によって大きく減額になるということはないということでございますが、こういった国の派遣の部分での法改正、そういったところにどんどん、どんどんシフトさせようという国の思惑等もございますので、今後はこの部分が今のようにそのまま町で400万円だから実害ないですよとずっと行くのかどうかというのはちょっとまだ私どももわかっていない状況もございます。

それと、Ｃランク、ご指摘のとおりＣランクでございます。他の町村等の状況も調べてみました。そうすると、後志管内でシルバー人材センターあるのは余市と小樽だけでございます。そして、道内的に見ましても小樽でも728万円の市の補助、そして国からもまた同額の728万円という部分でございまして、それと長沼町では500万円、それで同規模、類似だという中では美幌町では町から350万円という部分でございまして、これは全道的に見て400万円というのが低いのか、高いのかという部分はコメントを避けさせていただきますが、私どもといたしましては最初に申し上げましたように、これはただ単に労働力の提供ではなくて高齢者の生きがいという部分で高齢者対策といたしましても非常に大きなウエートを占めるというふうに考えてございますので、国のこれからのいろいろな部分の改正等も注視して、この余市町高齢者事業団につきましてはしっかりサポートしていきたいというふうに思っているところでございます。

○18番（吉田浩一君）　もう一回町長にちょっと確認したいのですけれども、いろいろな制度の新しい制度がどういうふうになるかというのはまだ予測の範疇ではっきりわからないというところもあるのでしょうけれども、現状その制度が変わっても、さっきの答弁の中では余市町が400万円出せばその同額出てくるというような答弁というふうに受け取ったのですけれども、それまず間違いないのかということをもう一回ちょっと確認したいと思います。

それで、先ほど町長が言われた高齢者の生きがいというのは、いろいろな面で重要でしょうし、午前中に私も討論もさせてもらいましたけれども、介護の問題についてもやはりいかにして介護にならないようにする。介護に陥らないためには何なのかといったら、やっぱりいろいろな面で外に出てもらう。それの一つの手段としてそういう仕事をしてもらうというのもやはり重要な位置づけではないかなと思うのです。ですから、そういう面では町長の答弁されたことよくわかりますし、何とかそういう面でシルバーセンターという

ことだけではなくて、高齢者の方をいかにして町の未来のためにまだまだ頑張ってもらうというように、そういう施策をどんどん出していっていただきたいなというふうに思っております。

特に介護と労働という部分、非常に密接な関係もあると思いますので、その辺町長が高齢者対策として介護のほうとのかかわり合いで高齢者の労働力ということで考えているような施策が何かあるのであれば、こういうことを考えているのだよということがあれば答弁をいただきたいなと思います。

○町長（嶋　　保君）　18番、吉田議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

事業費の国の補助の部分でございます。これにつきましては、今基準額が578万円から458万円に改正によって下がると。そして、それが400万円よりも上だから、今の中では影響がないという部分でございまして、これはどんどん、どんどん改正がされて400万円を割ってくるとなれば、そこは800万円の事業費がとれなくなるというふうに、今は400万円以上の、削られたとはいえ国の基準というのが町が出したより400万円以上ですから、800万円の国と町の負担という部分は変わらないと。これが国のほうの基準がもっともっと派遣のほうにシフトしないから300万円にしますよとなってきたら、そこでは運営費が落ちてくると部分はあるというふうに考えてございます。

それと、今議員おっしゃるとおり、先日の介護保険の条例改正の部分でも私も常々申し上げておりますが、いかに介護等の部分、陥らないかという部分、そのために高齢者が家に閉じこもってテレビ見ているだけだとか、そういったことにならないように、私はやはりそういった意味からもこのシルバー人材センターの活動というのは非常に意義のあるものだというふうに思ってございます。このような介護と、また高齢者の生きがいという部分含めて、シルバー人材センターにしっかりと活動もしていただきたいというふうに思っていますし、それとはまた別にも例えば寿大学やカラオケの会でもいいですし、高齢者の方々が自宅に閉じこもらないで外に出て、いろいろな中で会話をできるという機会を多くつくっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（中井寿夫君）　吉田議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時４８分

再開　午後　２時０５分

○議長（中井寿夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位２番、議席番号１番、野呂議員の発言を許します。

○１番（野呂栄二君）　第１回定例会に当たりまして、質問１件につきまして理事者側には適切、そしてゆっくりなご答弁よろしくお願い申し上げます。

公営住宅の環境整備等についてお伺いします。本町では、公営住宅の長寿命化計画に基づき、種々その業務を行っていることは承知していますが、既に耐用年数も相当経過し、使用に耐えることのできない公営住宅も見受けられ、また入居者もかなり高齢化しているのが実態であります。このことから、次のとおり質問いたします。

①、長寿命化計画に基づく環境整備の進捗状況について。

②、長期入居者の高齢化の把握と事故防止のための対策について必要な措置を講じているのか。

③、公営住宅の管理人の役割はどのようになっているのか、また町の担当者とは定期的に打ち合わせなどを行っているのか。

④、入居時の契約に保証人が必要だと思います

が、保証人が保証できない状況になったときの把握はどのようにしているのか。

以上、質問といたします。

○町長（嶋　　保君）　１番、野呂議員の公営住宅に関するご質問に答弁申し上げます。

１点目の公営住宅の環境整備に関するご質問でございます。現在本町では、16団地569戸の公営住宅等を管理しておりますが、公営住宅法による耐用年限を経過した住宅が全体の半数以上を占めるなど老朽化が進んでいる状況となっており、年次計画のもとで各団地環境整備工事として屋根や外壁等の老朽化が著しい住宅について順次修繕等を実施しているところでございます。

また、住環境の改善を図るため実施してまいりました沢町団地５棟20戸の水洗化工事については本年度で完了済みであり、現時点で公共下水道による水洗化が可能な団地については全て改修済みとなっているところでございます。今後におきましては、現在策定作業を進めております余市町公営住宅等長寿命化計画において各団地住棟別の活用方針と建てかえ、改善、維持管理等の手法を定め、当該計画に基づき中長期的な視点に立った公営住宅等の長寿命化に向けた環境の整備に努めてまいりたいと存じます。

次に、高齢化の把握と事故防止に関するご質問ですが、入居者の状況につきましては入居者台帳により年齢、家族構成等を含め把握しており、入居者の高齢化が進行してきていることについては十分認識をいたしております。こうした高齢者に対する事故防止につきましては、介護保険の利用者においては各種介護サービスの活用等による事故防止や緊急事態の把握を行うとともに、周囲の団地入居者から通報等を受けた際には高齢者の所管課や関係団体等と連携し、必要な措置を行っているところでありますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、管理人の役割等に関するご質問でございますが、町営住宅における管理人につきましては入居者と役場との連絡調整として、主に入居者からの修繕依頼の連絡や役場からの周知文書の配付等を行っていただいております。また、管理人と担当者との打ち合わせにつきましては、定期的な開催は行っておりませんが、必要に応じその都度担当者が各団地の管理人と打ち合わせをさせていただいているところでございます。

次に、保証人に関するご質問でございます。公営住宅に入居する際には、連帯保証人を設定いただいておりますが、入居時の入居者説明会において保証人がいなくなったり、保証できない状況となったときには新たな保証人の設定が必要となることを説明させていただいているところであります。町において個々の保証人における保証能力等を調査することは、現実的にそこまでの調査権限を有していないこともあり、入居者からの申し出や町から保証人に連絡が必要となった際にその都度保証人としての状況等について把握をさせていただいておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○１番（野呂栄二君）　再質問させていただきます。

まず、①からです。ただいまのご答弁で16団地569戸の住宅を管理されて、耐用年数超過された住宅が半数以上あるとのことですが、長期にわたって計画を立てておられるのか、また建物を長期的に維持させるためのお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思っております。

２番目です。入居者台帳で家族構成など把握されているようですが、ひとり暮らしの高齢者が亡くなったり、急に病気になった場合には民生委員の対応がおくれることもあるかと思います。近所の方々でさえも状況を知る余地がない場合について、どのような把握と対策をされているのか、あわせてお答えください。

３番目です。対策として、管理人の仕事の枠を

広げて、例えば報酬を上げ、小まめに仕事のしやすい環境をつくるという案も考えられますが、町はどのようなお考えを持っておられるかお聞かせください。

最後です。入居時契約の保証人が保証できない状況になると、滞納が積み重なり、悪循環となるわけですけれども、この場合、町側はどのような対応をされるかお答えください。

○町長（嶋　　保君）　１番、野呂議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、１点目の環境整備に関する長期計画の部分のご質問でございます。この公営住宅等長寿命化計画、これにつきましては10年間を期間とする長期計画になってございます。この計画に基づきまして、中長期的な視点に立って公営住宅のこれからの建てかえまたは用途廃止等も考えられる部分も、かなり老朽化している部分もございます。そういった建てかえや用途廃止、さらには住宅の改善等を初め、適正な管理、そして修繕に努めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、入居者の高齢化の把握、これらについての再度のご質問でございます。民生委員等のお願い等もございますが、一番はやはり隣近所等が一番おつき合い等も深いと思いますし、時間的な部分も備えた中で、隣近所等という部分が一番重要だというふうに思ってございます。

また、先ほど１回目の質問でも答弁させていただきましたが、介護保険制度による緊急通報システムの活用と。さらには、もちろん町の高齢者を担当する担当課やケアマネ、さらには地域包括支援センターからの状況等によって庁内関係で連携をとりながらしっかりと対応に努めてまいりたいと思っているところでございます。

また、３点目の管理人の役割、管理人さんにはやはり一番、これは担当者が毎日毎日現場に行ければいいのですけれども、そのような中でそういった頻度では行けないという部分ございます。そういった中では、管理人さんのご努力によるところがかなり多いというふうに思ってございますので、これは今後もっともっと先ほど申し上げました定期的な会合等は行ってございませんが、なるべく管理人さんと会える頻度、現場をやはりしっかりと知っていくという部分をしなければならないというふうに思ってございますので、これら管理人との連携、一層努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、保証人の部分、この入居者に対して家賃の滞納等、これは保証人に責任が及ぶ場合があることは説明をしてございます。これら家賃滞納の解消に向けては、一層の努力をしていかなければならないというふうに思ってございます。今後におきましても保証人と家賃滞納についての話し合いをする前に、入居者との生活状況等について十分相談等を行いながら、滞納解消に向けて保証人に対してもやはりなお一層の厳しい対応もしていかねばならないと。今後につきましては、そのようにも考えているところでございます。

○１番（野呂栄二君）　最後になりますけれども、まず３番目の報酬の関係でご答弁いただいていないということで、それお願いしたいと思っております。

それと、他の議員も数多く質問されておりますが、町営住宅及びトイレ水洗化について、総合的な質問をさせていただきたいと思っております。主に老朽化した住宅や水洗化されていない建物については、新たに建て直す計画があるのか、あわせて今後の展望をお聞かせ願いたいと思っております。

○町長（嶋　　保君）　１番、野呂議員からの再度のご質問でございます。

報酬等につきまして答弁漏れがございました。まことに申しわけございませんでした。今町営住宅の支給区分、報酬ですか、これが担当戸数が15戸

まで月額1,500円、そしてまた16戸から25戸までが2,000円というふうになって、そのような段階で順次段階になっているところで、担当戸数が36戸以上が3,000円というふうになっているところでございます。これらにつきまして、月額何千円の話でございまして、今後はまず１つにはもっともっと役所と管理人さんとのミーティング、会う機会なりいろいろな業務もしていかなければならないという部分は出てくるというふうに考えてございますので、これら全体的な部分含めて見直しも、これはそれだけ業務量が多くなるという形もお願いしなければならないという部分が出てくれば、やはりこの1,500円、2,000円という部分につきまして今後検討しなければならない部分も出てくるのかなというふうに思ってございます。

それと、最後の今後の展望という部分でございます。これにつきましては、今先ほど申し上げました長寿命化の計画、10年スパンのものをつくっている最中でございます。ですから、その結果の中で今後の長期的な視点に立った公営住宅どうあるべきかと。この住宅はどうするべきかという部分をしっかりと計画をつくって、そして公営住宅の目的でございます地域で安心、安全、快適で暮らし続けることのできるセーフティーネットづくりをしていきたいと、このように考えてございますので、今はそういう形でご理解を願いたいというふうに思っております。

○議長（中井寿夫君）　野呂議員の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君）　お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明５日は会議規則第８条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延　会　午後　２時２１分

上記会議録は、越智書記・枝村書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長	１５番	中　井　寿　夫
余市町議会議員	１０番	野　崎　奎　一
余市町議会議員	１１番	白　川　栄美子
余市町議会議員	１２番	土　屋　美奈子